# 人事行政運営等の状況に関する公表

寒川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条に基づき、寒川町の人事行政の運営等の状況について公表します。

#### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1)職員の総数

一般職の職員の条例上の定数と現在の職員数(定数の範囲内で職員を置いています。)

(各年4月1日現在)

	(111)1110111									
	v	令和5年	Ŧ	令和4年						
職員定数		332		332						
		314		309						
職員数	(	18	)	(	17	)				
<b>戦貝</b> 数		124			121					
	(	5	)	(	5	)				

- (注) 1. 職種には、一般行政職、技能労務職などがあります。
  - 2.()内は、短時間勤務職員であり、外数です。
  - 3. 下段は、女性の職員数であり、内数です。

### (2)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

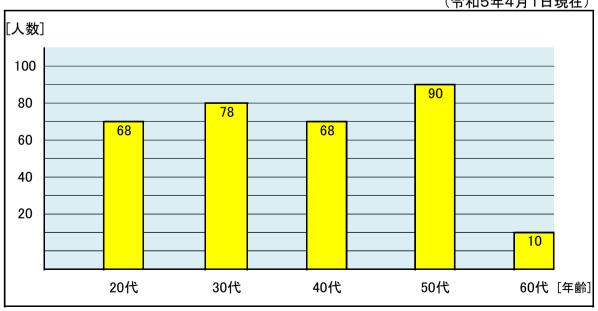
					員数				す前な		主な増減理由
		全	`和5	年	令	`和4	年	塂	自減数	女	上る相談年田
	一般行政部門		236			229			7		
	ן ויום איי נויא ויאניי		12	)	(	13	)	(	Δ1	)	
	特別行政部門		47			47			0		
	14 77 LL	(	3	)	(	2	)	(	1	)	
	教育		47			47			0		
	<b>教育</b>		3	)	(	2	)	(	1	)	
<i>\(\)</i>	· 當企業等会計部門		31			33			△ 2		
7	(名正未守云司 即门	(	3	)	(	2	)	(	1	)	
	下水道		8			10			△ 2		
	广小坦	(	2	)	(	1	)	(	1	)	
	国保・後期高齢・介護		23			23			0		
	国体"该别局职"介護	(	1	)	(	1	)	(	0	)	
	合計		314			309			5		業務充実のための増
	ロ前		18	)	(	17	)	(	1	)	未防ル夫のための増
					1		- 1 1		_		

- (注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、 臨時又は非常勤職員を除いています。
  - 2. ()内は、短時間勤務職員であり、外数です。
  - 3. 一般行政部門とは、特別行政部門、企業等会計部門以外の部門です。特別行政部門とは、教育、消防 の部門です。企業等会計部門とは、病院、下水道等の部門です。

#### (3)年齢別職員数の状況

①年齢別職員の状況

(令和5年4月1日現在)



# ②全職員の平均年齢(一般行政職)

(各年4月1日現在)

	(117)117012								
	令和5年	令和4年							
平均年齢	41. 3歳	41. 8歳							

### (4)採用者の状況

①職種別•採用方法別職員数

採用方法は、試験による採用と選考による採用があります。 試験採用については、事務・技術職の1次試験は教養試験、2次試験はグループワーク、 3次試験、最終試験は個人面接です。

		令和4年度	
	試験採用	選考採用	計
事務職	9	0	9
争伤哦	3	0	3
 技術職	1	0	1
<b>打又刊刊 相</b> 联	1	0	1
その他教育職	0	1	1
ての他教育戦	0	1	1
合計	10	1	11
口削	4	1	5

(注) 各職種の下段は、女性職員の採用者数であり、内数です。

### ②採用試験の実施状況 (令和5年4月採用に向けた試験)

(令和4年度)

											( 1)	加十十尺/
	受縣	食者	1次試験	合格者	2次試験	合格者	3次試験	合格者	最終試	験合格者	任	<b>辛率</b>
事務職	142	(319)	93	(119)	36	(38)	23	(15)	14	(9)	10	(35)
	42	(99)	22	(38)	9	(17)	7	(10)	6	(6)	7	(17)
 技術職	5	(7)	5	(5)	5	(4)	3	(3)	2	(3)	3	(2)
7又1川4戦	3	(3)	3	(3)	3	(3)	2	(3)	1	( 3)	3	(1)
事務職	1	(1)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	0	( 0 )	-	( - )
(障がい者雇用)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	( 0 )	ı	( - )
슴 計	148	(327)	99	(124)	41	(42)	26	(18)	16	(12)	9	(27)
	45	(102)	25	(41)	12	(20)	9	(13)	7	(9)	6	(11)

- (注) 1. 各職種の下段は、女性の該当者数であり、内数です。
  - 2. ( )内は令和3年度の状況です。

#### (5)人事異動(転任)制度の概要と実施状況

転任とは職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することを言います。

#### 令和4年度の人事異動者数

区分		町長	部局		教	育委	員会	:
部長級	0	(	1	)	0	(	0	)
参事級	0	(	0	)	0	(	0	)
課長級	0	(	17	)	1	(	1	)
その他	33	(	37	)	7	(	12	)
合 計	33	(	55	)	8	(	13	)

- (注) 1.「教育委員会」には、校長、教頭、教諭等は含まない。
  - 2. ( )内は令和3年度の数の状況です。
  - 3. 町長部局には、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防を含む。

#### (6)女性職員の管理職員への任用 (各年4月1日現在)

年 度	令和5年	令和4年
人数	11	13
全常勤職員に占める割合	3.5%	4.2%
全管理職員に占める割合	20.0%	22.4%

#### (7)退職者の状況

退職者には、以下の事由の退職があります。

〇 定年退職 : 定年(原則60歳)により退職する場合

○ 勧奨退職 : 人事管理上の目的から職員に退職勧奨を行い、これに応じて退職する場合

○ 自己都合退職 : 本人の都合により退職する場合

○ その他 : 死亡等による退職等

#### 事由別退職者の数

(令和4年度)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·											1 1 1 1 1 1 1 1 1
			定年	勧奨		自	己都合	7	一の他	合計	
-	般行政職	10	( 3 )	1	( 0 )	9	(5)	0	( 0 )	20	(8)
	うち管理職	8	( 3 )	1	( 0 )	0	( 0 )	0	( 0 )	9	(3)
技	能労務職	1	(1)	0	( 0 )	0	( 0 )	0	( 0 )	1	(1)
	うち管理職	0	( 0 )	0	( 0 )	0	( 0 )	0	( 0 )	0	( 0 )
計		11	(4)	1	( 0 )	9	(5)	0	( 0 )	21	(9)
	うち管理職	8	( 3 )	1	( 0 )	0	( 0 )	0	( 0 )	9	(3)

(注)()内は令和3年度の状況です。

#### (8)再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

#### (令和4年度)

職種	常時勤務			短時間勤務				
一般行政職	2	(	0	)	12	(	17	)
技能労務職	2	(	1	)	4	(	4	)
計	4	(	1	)	16	(	21	)

- (注) 1. ()内は令和3年度の状況です。
  - 2. 職種は再任用時の職種です。

#### (9)外郭団体等への管理職の再就職の状況について

退職時に管理職であった者についての外郭団体等への再就職の状況は以下のとおりです。

#### (令和5年4月1日現在)

再就職先	他の地方	特定地方	外郭団体	非営利団体	営利企業	自営業
	公共団体	独立行政	(※)	(他の項目	(他の項目	
		法人		に該当する	に該当する	
				者を除く)	者を除く)	
再就職者数	0	0	0	0	0	0

(※) 外郭団体とは、土地開発公社など、寒川町が資本金又は基本金等の25%以上を 出資している法人をいいます。

# (10)身体障害者及び知的障害者、精神障害者の任用状況 (各年度6月1日現在)

令和	5	年度	2.06 %
令和	4	年度	2.62 %

※法定雇用率は 2.6 %です

### 2. 職員の給与の状況

### (1)人件費の状況

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

(一般会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
R4年度	R5.3.31	千円	千円	千円	%
R4平及	49,077 人	18,891,884	1,947,164	2,932,783	15.5
R3年度	R4.3.31	千円	千円	千円	%
パン千茂	49,053 人	17,396,123	2,177,034	3,352,457	19.3

#### (2)職員給与費の状況

職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

(一般会計予算)

						\ /\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
区分	職員数		給	与 費		一人あたり給与費
区刀	Α	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	B/A
DE年度	284 人	千円	千円	千円	千円	千円
R5年度	(21)	1,130,149	355,904	495,721	1,981,774	6,498
D/左庄	278 人	千円	千円	千円	千円	千円
R4年度	(17)	1,097,837	341,256	466,927	1,906,020	6,461

- (注) 1. 職員手当には退職手当を含みません。
  - 2. 給与費は当初予算に計上された額です。
  - 3.()内は、短時間勤務職員であり、外数です。

### (3)職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(各年4月1日現在)

	区分	一般行政	攺職	技能労	務職
	巨刀	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
R5年	寒川町	313,841 円	41.3 歳	277,881 円	51.8 歳
K54	玉	322,487 円	42.4 歳	286,942 円	51.2 歳
R4年	寒川町	317,936 円	41.8 歳	277,067 円	51.5 歳
K4#	玉	323,711 円	42.7 歳	286,570 円	51.1 歳

(注) 平均給料月額は各年4月における職員に支給される給料の合計額を職員数で除したものです。

#### (4)職員の初任給の状況

(令和5年4月1日現在)

区	分	寒	川町		国
	71	決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
	大学卒	191,700 円	212,400 円	185,200 円	196,900 円
一 般	入子午	(188,700)	(209,400)	(182,200)	(193,900)
行政職	高校卒	164,100 円	175,300 円	154,600 円	162,900 円
	向仪平	(160,100)	(171,700)	(150,600)	(158,900)

(注)()内は令和4年4月1日現在の状況です。

#### (5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(令和5年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
— 般	大学卒	271,280 円 (270,514)	*円 (307,900)	330,500 円 (344,967)
行政職	高校卒	* 円 *	- 円 -	- 円 -
技 能 労務職		- 円 -	- 円 -	- 円 -

- (注) 1. ( )内は令和4年4月1日現在の状況です。
  - 2. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。
  - 3. 平均給与月額の未記載箇所は、当該年数に対象者がいない場合です。
  - 4. 1人又は2人の場合、個人情報保護の観点から\*印で表示

### (6)級別職員数の状況

(一般行政職)

(令和5年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
	主事補	主事	主任主事	主任主事	主査	副主幹	課長	部 長	
標準的な職務内容	の	の	の	の	の	の	の	の	
	職務								
職員数	16 人	50 人	14 人	46 人	37 人	36 人	35 人	10 人	244 人
戦貝奴	(0)	(0)	(0)	(12)	(0)	(1)	(0)	(0)	(13)
構成比	7 %	20 %	6 %	19 %	15 %	15 %	14 %	4 %	100 %
們以几	(0)	(0)	(0)	(92)	(0)	(8)	(0)	(0)	(100)

(技能労務職)

(令和5年4月1日現在)

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	計
	労務職員	技能労務	高度な 経験を	高度な 経験を	主任技能	
標準的な職務内容	の	職員の	有する 技能労務	有する 技能労務	労務職員	
	職 務	職務	職員の 職 務	職員の 職 務	の職務	
職員数	8 人	0 人	1 人	6 人	6 人	21 人
城貝奴	(0)	(0)	(0)	(3)	(0)	(3)
構成比	38 %	0 %	5 %	29 %	29 %	100 %
件以几	(0)	(0)	(0)	(100)	(0)	(100)

- (注) 1. 寒川町の給与条例に基づく給料表の級区分に職員数です。
  - 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
  - 3.()内は、短時間勤務職員であり、外数です。

#### (7)職員手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当 : 民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当: 退職したときに支給される一時金

地域手当 : 民間における賃金、物価及び生計費を考慮して職員に支給される手当特殊勤務手当 : 危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当時間外勤務手当 : 正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

区分		寒	Ш	町			王			
期末手当	(令和4年度	支給割	合)		(令和4年度	支給割合)				
勤勉手当		期末	手当	勤勉	!手当		期末手	当	勤勉	!手当
	6月期	1.200	月分	0.950	月分	6月期	1.200 月	分	0.950	月分
		(0.675)	月分	(0.45)	月分		(0.675) 月	分	(0.45)	月分
	12月期	1.200	月分	1.050	月分	12月期	1.200 月	分	1.050	月分
		(0.675)	月分	(0.50)	月分		(0.675) 月	分	(0.50)	月分
	計	2.40	月分	2.00	月分	計	2.40 月	分	2.00	月分
		(1.350)	月分	(0.95)	月分		(1.350) 月	分	(0.95)	月分
	職制上の段	階、職務	の級等に	こよる加算	措置	職制上の段	階、職務の	級等に	よる加算	措置
退職手当	(支給率)	自	己都合	勧奨•	定年	(支給率)	自己	,都合	勧奨•	定年
	勤続20年	19.669	5 月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分
	勤続25年	28.039	5 月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分
	勤続35年	39.757	5 月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分
	最高限度額	47.70	9 月分	47.709	月分	勤続35年	47.709	月分	47.709	月分
	その他の加	算措置				その他の加え	算措置			
	定年前早	期退職	特例措置	<u>.</u> L		定年前早	期退職特例	列措置		
	1人あたり平均支給額	2,9	33 千円	22,283	千円					

- (注) 1.()内は、短時間勤務職員(再任用職員)に係る支給割合です。
  - 2. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

	支給実績(令和	4年度決算	I)		148,472 千円
	支給職員1人当た	こり平均支約	合年額(令和4年度決算	拿)	480 千円
地域手当	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	県の制度	国の制度
	全 域	11.8%	309人	全域	神奈川県の支給対象地域(全29団体)
	土 坞	11.0%	(17人)	12%	横浜市、川崎市、相模原市 他26団体

※()内は、短時間勤務職員であり、外数です。

	支給実績(令和4年度決算)	25 千円
特殊勤務	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	8 千円
手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	1.0 %
	手当の種類	3 種類

	支給実績(令和4年度決算)	86,188	千円
時間外	職員1人当たり平均支給年額	322	千円
勤務手当	支給実績(令和3年度決算)	111,824	十円
	職員1人当たり平均支給年額	410	千円

	内容	町	玉
扶養手当	配偶者	6,500 円	6,500 円
	子	10,000 円	10,000 円
	その他の扶養	6,500 円	6,500 円
	特定扶養	5,000 円	5,000 円
住居手当	自己所有住宅居住者	7,000 円	_
	借家·借間居住者	上限 28,800 円	上限 27,000 円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額	上限 55,000 円
	交通用具使用者	1,700~21,100 円	2,000~31,600 円
管理職手当	管理職職員	88,000~58,000 円	130,300~46,300 円
宿日直手当	宿日直勤務	6,500 円	4,200 円

#### (8)特別職の報酬等の状況

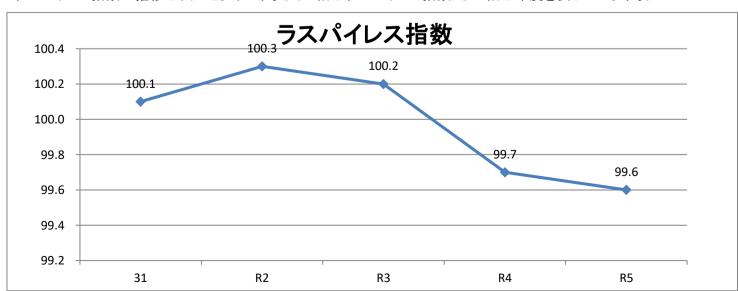
(令和5年4月1日現在)

区	分	給料月額等		
給	町長		829,000	コ
	副町長		673,000	円
料	教育長		618,000	円
報	議長		479,000	円
	副議長		397,000	円
西州	議員		368,000	円
		(令和4年度支給割合)		
	町長	6 月期	2.075	月分
期	副町長	12 月期	2.075	月分
末	教育長			
手		計	4.15	月分
当		(令和4年度支給割合)		
	議長	6 月期	2.175	月分
	副議長	12 月期	2.175	月分
	議員			
		計	4.35	月分

(注) 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

# (9)ラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の俸給を100として見た場合に、寒川町職員の給与水準を示す指数です。 ラスパイレス指数の推移は次のとおりです。(たて軸はラスパイレス指数 よこ軸は年度を表しています。)



(ラスパイレス指数の算出方法:寒川町職員と国家公務員について、それぞれを学歴別・経験年数別に区分し、職員の構成が国家公務員と同一であると仮定のうえ、区分ごとに職員と国家公務員の給料を比較して算出します。)

### (10)給与改正の概要

令和4年8月に人事院が国家公務員の給与について行った人事院勧告の概要は次のとおりです。

人事院勧告の概要						
月例給 民間給与との較差(0.23%)を埋めるため、初任給及び若年層 の俸給月額を引上げ						
期末勤勉手当 ボーナスを引上げ(0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤 勉手当に配分						

### (11)旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給します。 その支給内容の概要は次のとおりです。

(令和5年4月1日現在)

			( 12 1 H O   17 1 H O   1 1 1 1 1 H O   1 1 1 1 1 H O   1 1 1 1 H O   1 1 1 1 H O   1 1 H O   1 H O   1 1 H O   1 H O
鉄道貨	責∙船賃•	運賃等を支給しています。	
航空1	賃•車賃		
日当		外国への出張の日数に応じ定額で支給しています。	
食事料	料	車中泊等をした場合には、夜の食費を支給しています。	
支度制	料	外国への出張、赴任には、支度に要する費用を支給して	ています。

# 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間、休憩・休息時間の概要 (令和5年4月1日現在)

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分です。



(2)職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇があたえられます。

(各年1月1日から12月31日)

令和4年の平均取得日数	令和3年の平均取得日数
11.0 日	10.3 日

# (3)特別休暇の概要

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別な休暇が認められます。

# 特別休暇の概要

(令和5年4月1日現在)

		(令和5年4月1日現在)		
種類	具体的な内容	付与日数		
選挙権等行使休暇	選挙権その他公民権を行使する場合及び裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会 その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる時間		
骨髄提供休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは、末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄若しくは、末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等する場合	必要と認められる期間		
結婚休暇	結婚する場合	連結するフロの箝囲中		
		連続する7日の範囲内		
妊娠中又は出産後 の職員の通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内で 通院する場合 ②24週から35週まで ③36週から出産まで ④出産後1年間	4週間に1回 2週間に1回 1週間に1回 その間に1回		
妊娠中の職員の通 勤休暇	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が 母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	1日につき1時間の 範囲内		
産前及び産後の休暇	出産予定日前7週間(多胎妊娠の場合は14週間)目に当た 間目に当たる日までの期間	る日から出産の日後8週		
育児休暇	生後満1年に達しない子を養育する場合	1日2回30分以内		
出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等の場合	1年に5日の範囲内		
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合	2日を超えない範囲内		
	配偶者 10日			
	子5日配偶者の兄祖父母、兄弟姉妹 3日の配偶者孫、伯叔父母1日配偶者の子配偶者の伯	母、父母の配偶者 3日 弟姉妹、兄弟姉妹 2日 、配偶者の祖父母 叔父母、子の配偶 の配偶者、伯叔父		
公の生の祭りよ明				
父母等の祭日休暇	職員の父母、配偶者又は子の追悼の場合	1日		
感染症	交通遮断又は隔離が必要な場合 天災事変により職員の住居が滅失又は損傷し、その復旧作 業をする場合	必要と認められる時間 7日の範囲内の期間		
天災事変等による 休暇	天災事変等により、出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間		
	天災事変により職員が通勤途上における身体の危険を回 避するため勤務できない場合	必要と認められる期間		
ボランティア休暇	社会に貢献する活動を行う場合	1年に5日の範囲内		
夏季休暇	夏季における心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる期間	1の年の7月1日から9月 30日まで(公務の運営上 当該期間内に勤務しないことが困難であると認められる場合にあつては、7月1日から10月31日までの期間内)の期間内における7日の範囲内		
職員の妻の出産に よる休暇	職員の妻の出産に伴い入院の付添い等のため勤務しない ことが相当と認められる場合	出産の日から当該出産 の日後2週間を経過す る日までの期間内にお ける3日の範囲内		
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合、出産に係る子又は小学校就学 始期に達するまでの子を養育する場合	当該期間内における5日 の範囲内の期間		
子の看護休暇	小学校就学始期に達するまでの子を看護する場合	1年に5日の範囲内		
短期介護休暇	家族の介護を行う場合	1年に5日の範囲内		
//// HX 11.41X	アルヘマノ 川及 C コフェッロ			

### (4)介護に伴う休暇等の概要と取得状況

### 〈介護休暇〉

職員が要介護状態等にある家族を介護するための休暇制度があり、通算して6月取得することができます。 1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

#### 〈介護時間の取得〉

介護休暇とは別に介護を要するため部分的に休暇を取得することができます。

	取得者							
	令和4年度				숙	3和3	年度	
介護休暇	0	(	0	)	0	(	0	)
介護時間	1	(	1	)	0	(	0	)

(注)()内は、女性の取得者数であり、内数です。

#### (5)職員の育児に伴う休業等の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は連続した日単位で部分休業は時間単位で取得することができます。

	取得者							
	令和4年度				숚	3和3	年度	
育児休業	12	(	6	)	11	(	7	)
部分休業	0	(	0	)	5	(	5	)

(注)()内は、女性の取得者数であり、内数です。

#### (6)安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

#### (令和5年4月1日現在)

			71 · 1 · 30 · 12 /
		令和	3年
組織等	説明	設置すべき	うち設置
		事業場数	事業場数
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異		
	常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上	2	2
	の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者。		
安全衛生推	安全管理者及び衛生管理者の選任が義務づけら		
進者等	れていない事業場において、施設、設備等の点	9	9
	検、使用状況の監視等を行う者。		
産業医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に		
	当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者	2	2
	を指導助言する等、専門家として活動する医師。		
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等		
	で衛生に関する重要事項について調査審議する	1	1
	ため設置される委員会。		

# 4. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、 給料を減額されたりします。分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員として ふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

### (1)分限処分者 合計 13人

(令和4年度)

			( 13 )	
処分事由	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0	0		
	(0)	( 0 )		
心身の故障の場合	0	0	13	
	(0)	( 0 )	(7)	
職に必要な適格性を欠く場合	0	0		
	(0)	( 0 )		
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、	0	0		
過員を生じた場合	(0)	( 0 )		
刑事事件に関し起訴された場合			0	
			(0)	
計	0	0	13	0
ă I	(0)	( 0 )	(7)	(0)

(注)()内は令和3年度の状況です。

### (2)懲戒処分者 合計 O人

(令和4年度)

処分事由	免職	停職	減給	戒告
諸給与の不正領得	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
職務命令違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
信用失墜行為	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
守秘義務違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
職務専念義務違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
政治的行為違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
争議行為	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
公職選挙法違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	( 0 )	(0)
傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
金銭・異性関係等の非行	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
収賄	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
横領	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
道路交通法違反	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
管理監督者責任	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
その他( )	0	0	0	0
	(0)	( 0 )	(0)	(0)
計	0	0	0	0
βl	(0)	( 0 )	(0)	(0)

<sup>(</sup>注)1. 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分があります。

<sup>2. ( )</sup>内は令和3年度の状況です。

### 5. 職員の服務の状況

# (1)服務に関する基本原則の概要

基本原則	概要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務遂行しなけれ
	ばいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をし
	たりしてはいけません。
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には
	許可を受けなければなりません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成等に関与する等の政治的
	行為が禁止されています。

#### (2)営利企業等の従事許可の状況

令和4年度	令和3年度
8 件	52 件

### 6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の基本方針・体系の概要と実施状況

#### ①研修基本方針

- ア 住民サービスを充実させるため、職員の接遇能力・説明能力の向上を図り、住民から信頼される職員 を育成します。
- イ 住民ニーズの多様化・高度化に伴い、今後増大する行政需要に対し、創造的に取り組み、効果的な企画・行動をおこせる職員を育成します。
- ウ 組織として何を行うべきか、その職務に対し常に問題意識を持ち意識改革を図るとともに、行政目標の実現に向け行動する職員を育成します。
- エ 急速に社会環境の国際化が進む中、国際的・広域的な視野、多角的な視点で行政課題をとらえ、また 住民とのパートナーシップにより市民感覚をもって行政を考えられる職員を育成します。
- オ 職場における職員育成(OJT)の重要性について共通認識を持たせ、各職場での職場研修をフォロー するとともに職員が自ら学ぶ学習的風土の醸成に努めます。

#### ②研修概要と実施状況

(令和4年度)

4 100 +目 TT 1/5					(月相十十支)
1. 職場研修					
2. 職場外研修	Α	集合研修	(1)階層別研修	(a)町実施研修	新採用職員研修
					主任主事級以下研修
					主査・副主幹級研修
					管理職研修
				(b)研修センター	新採用職員研修(前期·後期)
				実施研修	一般職員 I (主事級)研修
					一般職員Ⅱ(主任主事級)研修
					管理者 I (課長級)研修
					管理者Ⅱ(部長級)研修
			(2)地域別研修		2市1町合同研修
					1市1町合同研修
					3町合同研修
	В	専門派遣研修			市町村研修センター
					市町村職員中央研修所
					日本経営協会(NOMA)
					都市整備技術センター

### (2)人事評価の状況

町では、定期的に下図のように人事評価を行っています。

基本的な評価項目は「業務遂行能力」、「意識・行動」、「実績」の3項目とし、3~5段階評価を行います。

また、年度当初に重点目標を設定し、その達成度の評価を行います。

評価結果は、人材育成・能力開発、人事異動・配置、昇格・昇給、勤勉手当の査定(管理職の一部)等の処遇に活用します。

#### 人事評価実施サイクル

	自	能力、意識·行動評価	実績評価、重点目	標	処遇への反映					
4月			重点目標の設定・期間	首面談						
5月										
6月										
7月										
8月										
9月	行									
10月	動	上半期分評価(オ								
107	観	期								
11月	察	調	整評価							
12月				$\longrightarrow$	勤勉手当					
1月	記録			$\longrightarrow$	定期昇給					
2月	邨	下半期分評価(オ	×人評価→最終評価)	)						
27		期								
3月		調	調整評価							
4月				$\rightarrow$	昇格					
5月										
6月				$ \stackrel{\square}{\longrightarrow} $	勤勉手当					

#### 7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

#### (1)職員の健康の保持増進

- ①労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しております。
- ②産業医による相談窓口、執務環境のチェックを実施しております。

### (2)福利厚生事業の実施

地方公務員法に基づき職員の保健、元気回復のため、職員からの会費及び町からの委託金により「寒川町職員福利厚生会」が、次のような事業を執行しています。

[文化・教養・スポーツ教室事業、物資斡旋事業、人間ドック助成事業]

	名 称	寒川町職員福利厚生会					
会	員数(令和4年4月1日現在)	377人					
令	和4年度総事業費(一般会計)(決算額)	14,628,347円					
	うち公費負担額	2,208,000円					
令	和4年度総事業費(一般会計)(予算額)	19,419,000円					
	うち公費負担額	2,208,000円					

# 8. 公平委員会の業務の状況(苦情処理、措置要求、不服申立)

### (1)苦情処理制度の概要

職員は、任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理の全般に関する苦情の申出及び相談を公平委員会等にすることができます。

# (2) 勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

職員は、給与等勤務条件に関して公平委員会に当局が適当な措置を講じるよう要求することができます。

令和4年度	新 規		処	理件	数		令和4年度
当初継続 件 数	申 立 件 数	申立容認	申立容認 棄却		取下げ	計	末 継 続 件 数
0	0	0	0	0	0	0	0

#### (3)不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

令和4年度	新 規		処	理件	数		令和4年度
当初継続 件 数	申 立 件 数	処分取消	処分容認 (棄却)	却下	取下げ	計	末 継 続 件 数
0	0	0	0	0	0	0	0

#### 9. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

#### (1) 現 状

①職種ごとの人数、平均年齢、平均給与及び民間従業員データ

寒川町 民 間										
			寒川田	打	民					
区 分		区 分 職員数 平均		平均給与月額	対応する民間の類	平均年齢	平均給与月額	A/B		
		(人)	(歳)	(円)A	似職種	<b>敞種 (歳)</b>				
全体		21	51.8	316,391	_					
自動車	運転手	1	*	*	乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	63.9	233,400	*		
清掃職員		3	43.0	*	廃棄物処理従業員	47.0	306,000	*		
用務員		1	*	*	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1	236,600	*		
給食調理員		15	53.0	301,673	飲食物調理従事者	43.2	285,000	1.06		
その他		1	*	*	_			·		

※1人又は2人の場合、個人情報保護の観点から\*印で表示

#### (注)

- I 「平均給与月額」とは令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の給料、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、通勤手当、住居手当の支給額の平均です。
- Ⅱ 民間データは厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」の平成31年~令和3年の3カ年平均です。
- Ⅲ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- IV 給料表については、「寒川町一般職の職員の給与に関する条例」別表第2行政職給料表(2)を適用。諸手当については一般行政職と同様であり、昇給等の基準については「寒川町職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則」別表第2イ及び別表第8によります。
  - ※諸手当等については、ホームページ公表の「町職員の給与・定員管理等について」参照。

### ②年齢別職員数

令和5年4月1日現在

		20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区	分	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~	~		合計
		未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全	体		1			1		1	2	5	2	7	2	21
自動車	運転手												1	1
清掃職」	 員		1							1	1			3
用務員										1				1
給食調	理員					1		1	2	2	1	7	1	15
その他										1				1

#### (2) 基本的な考え方

寒川町では、平成18年2月に策定された第4次寒川町行政改革実施計画において定員管理計画を定めており、技能労務職についても職務の性格や内容を踏まえ、退職不補充や外部委託等により削減に努めることとしております。

また、給与等については、民間の同種の職種との均衡を留意するとともに、国・県・近隣市町の動向を見定め、給与制度の適正化とその運用に努めます。

# (3) 具体的な取組内容

技能労務職については、定年退職等による技能労務職員の新規採用を当分の間行わず、臨時職員等で対応することとし、また給与等については人事院及び神奈川県人事委員会の勧告等を踏まえ適正な給与改正を実施します。

なお、技能労務職等を含む職員の特殊勤務手当については、平成20年度より一部廃止を含む見直しを行いました。

### (4) その他

今後は、全体的に技能労務職の状況を精査し、年度ごとの退職者に注視しながら、可能な限り民間でできることは民間に 委託するとともに、一定期間の勤務状況を把握し、一般行政職等への任用職種変更も視野に入れるなど、技能労務職員の 定員削減に努めていきます。